

平成19年度予算 施策別概要

333 地域とともに進める福祉 社会づくり

(主担当部局：健康福祉部)

33301	地域福祉活動の推進	(健康福祉部)
33302	ユニバーサルデザインのまちづくりの総合啓発	(健康福祉部)
33303	福祉サービスの適正な確保	(健康福祉部)
33304	福祉サービス利用援助の充実	(健康福祉部)
33305	福祉分野の人材確保・養成	(健康福祉部)

< 施策の目的 >

(対象) 県民が

(意図) 地域で助け合い、福祉サービスを支える行動をしている

< 施策の数値目標 >

施策目標 項目 (主指標)	ボランティア登録人数	目標値	2010	64,300人
			2007	54,625人
		現状値		51,401人

県・市町ボランティアセンターに登録している人数

(三重県社会福祉協議会調べ)

県の取組 目標項目 (副指標)	民生委員・児童委員研修参加者率	目標値	2010	86.0%
			2007	77.3%
		現状値		74.3%
	ユニバーサルデザインアドバイザー数	目標値	2010	1,025人
			2007	845人
		現状値		785人

< 現状と課題 >

少子高齢化の進展等により、福祉のサービスに対する需要が増大かつ多様化する中で、さまざまな主体による介護事業などの多様なサービスが、利用者との契約により提供されています。一方で、地域社会は近隣同士の支え合いなど、かつての相互扶助機能を失っています。

福祉サービスが適切に提供されるためには、福祉事業者による社会福祉施設等の適正な運営とサービス水準の確保に向けた取組が必要となっています。

また、多様化、複雑化している福祉ニーズに対応するため、ささえあうしくみづくりに向けた地域社会全体の取組を推進することが重要です。

さらに、誰もが住みやすく、参加しやすいまちづくりをめざすユニバーサルデザインの理念は、ささえあう地域社会づくりに向けた重要な考え方であり、その理念を普及し、より多くの県民との協働による取組を展開していくことが必要です。

< 平成19年度の取組方向 >

市町における地域福祉の取組を一層進めるため、県社会福祉協議会と協働し、市町や市町社会福祉協議会に先進的事例の提供や研修会の開催などの支援を行います。

ボランティア活動をより活性化するため、ボランティアコーディネーターやボランティアの養成を行うとともに、ボランティアセンターを支援します。

ユニバーサルデザインのまちづくりを推進するため、計画(平成19年度策定予定)に基づき、さまざまな主体と協力、連携し、県民への啓発、人材の育成、地域における活動促進などに取り組みます。

判断能力の十分でない高齢者や障害者が安心して福祉サービスを受けられるよう支援するため、各地域に設置されている地域福祉権利擁護センターの活動を引き続き支援します。

福祉サービスを提供する社会福祉法人等の適正な事業経営とサービスの質の確保のため、効果的な指導監査等を実施するとともに、問題のある法人等に対する指導を重点的に行います。また、サービスの評価や情報の提供などを促進します。

<主な事業>

ボランティアセンター事業費補助金【基本事業名：33301 地域福祉活動の推進】

予算額： 13,876千円 13,585千円

事業概要：ボランティア活動の一層の活性化をはかるため、県社会福祉協議会が行う福祉教育推進事業、ボランティアコーディネーター養成事業、広報啓発事業等を支援します。

UDのまちづくり推進事業

【基本事業名：33302 ユニバーサルデザインのまちづくりの総合啓発】

予算額： 7,533千円 3,840千円

事業概要：「三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進計画」(平成19年度策定予定)に基づき、ユニバーサルデザインのまちづくりを計画的に推進するため、有識者等による協議会などを開催し、計画の進捗管理を行います。

民生委員研修事業【基本事業名：33301 地域福祉活動の推進】

予算額： 2,646千円 2,050千円

事業概要：民生委員・児童委員活動が円滑に行われるよう、多様化する福祉ニーズに関する情報の提供や研修を行います。

社会福祉法人等指導監査費【基本事業名：33303 福祉サービスの適正な確保】

予算額： 7,047千円 7,049千円

事業概要：社会福祉法人の適正な運営と社会福祉施設および社会福祉事業(介護保険・障害福祉サービス事業等を含む)による適切なサービスの提供を確保するため、法人および施設等に対して、指導監査、実地指導等を行います。

福祉サービス利用援助等事業補助金【基本事業名：33304 福祉サービス利用援助の充実】

予算額： 84,901千円 86,119千円

事業概要：判断能力が十分でない認知症高齢者、知的障害者等が地域で適切に福祉サービスを受けられるよう援助するため、県社会福祉協議会が行う地域福祉権利擁護センターの運営を支援します。